

一色地区産廃跡地問題地域会議設置要綱

(目的)

第1条 西尾市一色町生田竹生新田地内における産業廃棄物最終処分場跡地問題（以下「跡地問題」という。）に関して、住民と行政が情報を共有し、共通の理解のもとに、跡地問題解決に向けての方策等を協議、検討することを目的として、一色地区産廃跡地問題地域会議（以下「地域会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 地域会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 跡地問題に関する意見交換及び情報の共有に関すること。
- (2) 跡地問題解決に係る方策の協議、検討に関すること。
- (3) その他跡地問題に関すること。

(組織)

第3条 地域会議は、委員25名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 地域住民の代表者
- (2) 地域産業関係団体の代表者
- (3) 識見を有する者
- (4) 行政機関の関係者
- (5) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 地域会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを決める。

3 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 地域会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 地域会議は、半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に地域会議への出席を

求め、意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第7条 地域会議は、原則として公開とする。ただし、会長が会議を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 地域会議に関する庶務は、環境部環境保全課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が地域会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月11日から施行する。